

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年・9 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （ ー 百万円） （ ー 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。		
	(2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族保障としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、生命保険による相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 990 万人（※） （出典：国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 5 年分申告所得税標本調査」（直近の公表数値は令和 6 年分であるものの、令和 6 年に措置された定額減税の影響を大きく受けるため、令和 5 年版の数値を使用）） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性 国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,322 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,224 万円に比べて6割程度に留まっている（※）。 このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 （出典：生命保険文化センター「令和7年度 生活保障に関する調査」） ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																																																																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	（給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※（％）） <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td><td>68.3</td><td>65.5</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td><td>57.0</td><td>55.7</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td><td>16.2</td><td>16.6</td></tr><tr><td>全体</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.2</td><td>70.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） （一人当たりの保険料控除額※（万円）） <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td><td>3.6</td><td>3.6</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.2</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7	個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6	全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																			
	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5																																																																																			
	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7																																																																																			
個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6																																																																																				
全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8																																																																																				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																				
一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6																																																																																				
介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2																																																																																				
個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																				
全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8																																																																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																																											
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答（※）しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 （※）生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><td>質問</td><td>回答</td><td>回答割合</td></tr><tr><td></td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>7.6%</td></tr></table>	質問	回答	回答割合		新規加入・増額をしたい	7.6%																																																																																					
質問	回答	回答割合																																																																																										
	新規加入・増額をしたい	7.6%																																																																																										

		仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。 新規加入・増額を前向きに検討したい 22.2% 新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい 25.7% (出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2026」) 生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。
	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27 年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和 7 年度税制改正では、令和 8 年中の 1 年間の時限的な措置とされた。 令和 8 年度要望においては、恒久的な措置とするよう要望したところ、令和 8 年中とされていた適用期限を 1 年延長することとされた。